

経済産業省

20191121貿局第2号
輸出注意事項2019第49号

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達を次のように制定する。

令和元年11月28日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、令和2年1月22日から施行する。

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）

改 正 後			現 行		
(略) 1～3 (略) 別紙1 外為令別表（貨物等省令を含む。）中欄積を要する語			(略) 1～3 (略) 別紙1 外為令別表（貨物等省令を含む。）中欄積を要する語		
外為令別表第1の項	外為令別表中 解釈を要する 語	解 積	外為令別表第1の項	外為令別表中 解釈を要する 語	解 積
1～6	(略)	(略)	1～6	(略)	(略)
7	真空電子デバイス	(略)	7	<u>貨物等省令第19条第5項第五号中の真空電子デバイス</u>	(略)
8	(略)	(略)	8	(略)	(略)
9	暗号機能有効化の手段	(略)	9	暗号機能有効化の手段	(略)
	<u>暗号機能有効化の手段を用いることによつて、ある貨物又はあるプ</u>	<u>次のいずれかに該当するものをいう。イ 暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物（貨物等省令第8条第九号から第十二号までに該当しないものに限る。）を第九号イに</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

	<u>プログラムの暗号機能を有効化するもの</u>	<u>該当するもの（第九号へに該当しないものに限る。）に変換し、又はあるプログラム（第21条第1項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号に該当しないものに限る。）を第21条第1項第九号（第8条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。）に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したもの</u> <u>ロ 暗号機能有効化の手段を用いること</u> <u>によってのみ、貨物等省令第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物又は第21条第1項第七号、第八号の二若しくは第九号に該当するプログラムに第九号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し、又は改造したもの</u>			
	(略)	(略)		(略)	(略)
1 0	(略)	(略)	1 0	(略)	(略)
1 1	(略)	(略)	1 1	(略)	(略)
	ソースコード	(略)		ソースコード	(略)
	<u>衛星航法システム</u>	<u>地上局、衛星群及び受信機から構成されるシステムであり、衛星からの受信信号を基に受信機の位置が計算可能なもの。これには、全地球航法衛星システム及び地域航法衛星システムが含まれる。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

	(略)	(略)
1 2	(略)	(略)
1 3	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
1 4 ~ 1 6	(略)	(略)

別紙 1 - 2 ~ 4 (略)
参考様式 1 ~ 4 (略)

	(略)	(略)
1 2	(略)	(略)
1 3	<u>拡散接合法</u>	<u>6の「拡散接合」の解釈に同じ</u>
1 4 ~ 1 6	(略)	(略)

別紙 1 - 2 ~ 4 (略)
参考様式 1 ~ 4 (略)